

公共工事における特定調達品目の見直しについて

国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 ○市村靖光

// 尾関信行

1. はじめに

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、国や独立行政法人等においては環境負荷の低減に資する物品等を特定調達品目と位置付け、その調達を積極的に推進しているところである。公共工事の品目選定に関しては、国土交通省が中心となり、平成 13 年度に再生加熱アスファルト混合物等の 11 品目を特定調達品目に指定した後、毎年度新規品目の追加に努力してきた。その結果、平成 19 年度には公共工事で使用する主要資材であるセメント、コンクリート製品、アスファルト混合物、砕石、土工材等において 47 品目、建設機械 2 品目、工法 5 品目、目的物 3 品目の合計 57 品目の特定調達品目を定めるに至っている。

一方、環境物品等の調達の推進に関する基本方針¹⁾の中では、特定調達品目及びその判断の基準等については、特定調達品目の開発、普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくことが定められている。このため、主要資材の指定がほぼ完了した今後は、既特定調達品目の指定解除や、特定調達品目の判断の基準の見直しを重点的に行っていくことが必要である。

2. 既特定調達品目の指定解除

グリーン購入法の公共工事の技術評価基準（案）²⁾では、環境分野においては社会情勢の変化が早いこと、技術開発が盛んであることなどに鑑みて、特定調達品目の指定から3年が経過した時点で見直しを行う必要があることが示されている。また、その際には普及状況の変化についても確認を行う必要があることも示されている。このため、H19年度の基本方針変更の検討に際して、表－1 に示すように再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）および路上表層再生工法の2つの特定調達品目の見直しを行い、両者とも指定解除することとした。

(1)再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）

地方自治体が回収する20数万トンのPETボトルに対し、約70施設ある再生処理事業者の処理能力は30万トンを超えており、再生PETボトルをあえて公共工事で受け入れる必要性が低下している。また、これまではPETボトルのリサイクル製品は繊維製品やシート等に限られていたが、近年はボトルtoボトルの完全循環型リサイ

表－1 特定調達品目からの削除品目

品目名	「判断の基準」	特定調達品目からの削除理由
再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	○再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること	①使用済みペットボトルの発生量に対して再生処理能力が非常に大きく、公共事業で再生ペットボトルに対して製品を使用する必要がないこと ②ボトルtoボトル技術の普及と、その技術による環境負荷低減効果が大きいこと
路上表層再生工法	○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること	特定調達品目として「(資材)再生骨材等」は平成13年度、「(工法)路上表層再生工法」は平成15年度に指定しているが、両者のうち、前者のプラント再生方式（再生骨材等）がより一層普及し、後者の路上表層再生工法については、排水性舗装に対応できないこと等から施工実績が著しく減少しており、今後も増加の見込みがないため

クルシステムも完成しており、石油由来のペット樹脂を使用した場合と比較して、エネルギー負荷量が約半分で済むという試算もある（表－2 参照）。このようなPETボトルをとりまく社会環境の変化に鑑み、再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）は指定解除することとした。

(2)路上表層再生工法

路上表層再生工法については、普及状況の再確認を行った結果、図－1 に示すように近年施工実績が著しく減少し、今後も増加の見

表－2 LCI によるエネルギー負荷比較

	ボトルtoボトル PET樹脂	石油由来 PET樹脂
資源エネルギー	0 (MJ/kg)	35 (MJ/kg)
工程エネルギー	31 (MJ/kg)	28 (MJ/kg)
エネルギー負荷合計	31 (MJ/kg)	63 (MJ/kg)

（出所）『PETボトルのLCIデータ調査報告書』2004年8月（PETボトル協議会）『プラスチック廃棄物の処理・処方に係るLCA調査研究報告書』2001年3月（（社）プラスチック処理促進協会）

込みがないことがわかり、指定解除することとした。なお、アスファルト塊の再生処理に関しては、プラント再生方式が一般化しており、再生骨材等として特定調達品目にも指定している。

3. 特定調達品目の判断の基準の見直し

特定調達品目の「判断の基準」は、調達対象の品目を明確にするために数値等で示される必要がある。また、グリーン購入法の本格施行から5年以上が経過し、特定調達品目の開発・普及の状況、科学的知見の充実といった社会情勢も大きく変化しており、数値として明確な判断の基準であっても、その見直しを行う時期に来ている。以上を踏まえ、H18年度およびH19年度の基本方針変更の検討に際して、表-3に示す品目の判断の基準を見直した。一例として、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法については、明確な数値基準が示されていないために見直しを行い、法面緑化の施工業者に対するヒアリングおよびNETISに登録されている工法の内容調査に基づき、70%以上という混入率を設定した(表-4参照)。トップランナーは混入

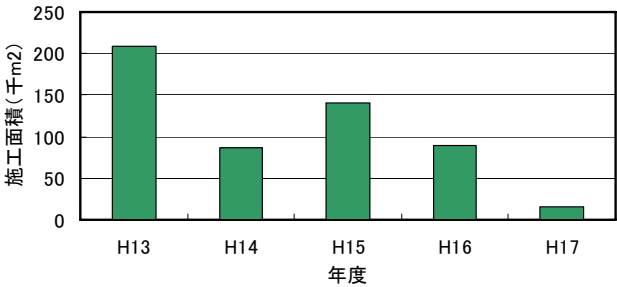


図-1 路上表層再生工法の施工実績の推移
(日本道路建設業協会による)

表-3 判断の基準を見直した品目

品目名	見直しを行った点	これまでの「判断の基準」 (見直しに関する箇所だけを簡易に記述)	新しい「判断の基準」
エコセメント	JIS規格の数値基準を正確に示す記述を追加	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg 以上使用されていること。
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	建設汚泥再生品の積極的な利用を推進するため、従来の制限を削除	原料に建設廃材（汚泥を除く）等の再生材料を用い、焼成されたものであること。	原料に建設廃材（ 汚泥を除く ）等の再生材料を用い、焼成されたものであること。
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	透水性ブロックに対する記述を追加	再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。	再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、 透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。
環境配慮型道路照明	電力消費量の削減率を10%上昇	高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。	高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 45%以上 削減されているものであること。
建設汚泥再生処理工法	工法選定、使用箇所の自由度を拡大	施工現場で発生する建設汚泥を、現場内再生利用を目的として高圧プレス処理により盛土材等へ再生する工法又は固化材添加により流動化処理土へ再生する工法であること。	施工現場で発生する建設汚泥を、 再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	伐採材や建設発生土の混入率を数値で明示	施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。	施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。

率 100%でも可能であるが、全国的な調達に支障がないように配慮し、トップランナー以外の混入率も勘案して 70%に設定した。

4. 今後の課題

今後も、定期的に特定調達品目の見直しを行っていく予定である。また、現行の判断の基準は、普及が円滑に進むように、多くのメーカーで対応可能な水準に設定しているが、あえて高い水準に設定し、メーカー等に対してより一層の環境負荷低減効果が得られる品目の開発に対するインセンティブを与えることも重要である。

- 1)環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成19年2月2日一部変更閣議決定）
- 2)国土技術政策総合研究所：グリーン購入法の公共工事の技術評価基準（案）、H18

表-4 NETIS 登録の法面緑化工法

	伐採材又は建設発生土の混入率
A工法	50%以上
B工法	70%
C工法	70～100%
D工法	100%
E工法	100%
F工法	(70%は可能)
G工法	30% (70%は可能)
H工法	70～100%
I工法	50%以上 (70%は可能)
J工法	90～100%
K工法	100%
L工法	80%
M工法	100%
N工法	95～100%
O工法	80%以上